

秋田市教育委員会
令和3年11月定例会
(事前配付資料①)

【資料目次】

協議事項

- (2) 令和3年度「新成人のつどい」について … 1

令和3年度「新成人のつどい」について

1 開催目的

新成人の門出を祝福する記念行事をとおして、今後の社会を担う新成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

2 開催日時および会場

(1) 開催日

令和4年1月9日（日）

(2) 時 間

ア 午前の部 午前11時から午前11時50分まで

イ 午後の部 午後3時から午後3時50分まで

※開場はそれぞれ1時間前

※午前・午後の部は、出身中学校ごとに区分する。(詳細については、後日、秋田市ホームページ等で公表)。

(3) 会 場

CNAアリーナ★あきた（市立体育館）

秋田市八橋本町六丁目12番20号

3 参加対象者

参加者は対象者のみとする。

対象者は、平成13年4月2日から平成14年4月1日までに出生し、現在秋田市に居住している者、過去に居住していた者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

※来賓は、市議会議長のみとする。

4 参加方法等

(1) 市内在住者

ア 式典当日は案内はがき（写し可）を受付へ提出

イ はがきを忘れたかたは、所定の用紙に住所、氏名を記入し受付へ提出

(2) 市外在住者（秋田市に住民登録のない県内対象者）

Web申請により事前登録制とし、入場の際は、受付完了の受信メールを提示する。

(3) 県外在住者

Web申請により事前登録制とし、参加する場合は、感染拡大防止のため、次のとおりとする。なお、入場の際は、受付完了の受信メールを提示する。

ア ワクチンの2回接種済みのかた

Web申請の際、接種済み証明書を添付。県内滞在期間の制限はなし。

PCR検査は不要

イ ワクチンの2回接種が完了していないかた

(ア) 式典当日までの県内滞在期間が2週間以上経過し、体調不良でないこと。

(イ) 式典当日までの県内滞在期間が2週間に満たない場合は、1月にPCR検査を受けてもらい、その結果が陰性であること（式典当日、受付で陰性証明書を提示）。

5 実施内容

新成人のつどいにおける実施内容については、次のとおりとする。なお、参加できない新成人や保護者等に、式典等の模様を「秋田市公式YouTubeチャンネル」でライブ配信する。

(1) オープニング

(2) 式典

ア 開会

イ 国歌斉唱

ウ 市長あいさつ

エ 新成人の抱負（運営協力委員会代表者2名）

オ 万歳三唱（秋田市議会議長）

(3) アトラクション（運営協力委員会進行）

ア ビデオメッセージ

イ 吹奏楽団による演奏

6 シャトルバスの運行

開催当日の交通渋滞の緩和と参加者の利便性を図るため、秋田駅東口、県庁市役所バス停および市立体育館周辺の間にはシャトルバス（社会教育バス）を運行する。

7 開催に関する周知方法

新成人のつどいの実施内容等は、次の各号に定めるもののほか、報道等を通じて開催前まで適宜周知するものとする。

(1) 広報誌等の活用

広報あきた、秋田市ホームページおよび新聞等に実施内容を掲載する。

(2) はがきによる案内

秋田市に住民登録をしている新成人対象者には、個別にはがきを送付し、案内する。

8 参加者への留意事項

新成人のつどいの円滑な運営を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、参加者への留意事項を次の各号のとおり定める。

- (1) 参加者および関係者に迷惑行為を行うおそれのある者ならびに主催者側の指導および注意等に従わない者については、入場を禁止する。
- (2) 酒類や周囲の迷惑となる物の持込みや飲酒者の入場は禁止する。
- (3) 感染拡大防止のため館内での私語を慎むよう周知し、式典中は携帯電話およびスマートフォン等の使用は禁止する。
- (4) 式典中、進行の妨げとなる行為、参加者等への迷惑行為を行った者に対しては、即時退場させるとともに、法に基づき厳正に対処するものとする。
- (5) 敷地内全面禁煙とする。
- (6) マスク着用、手指の消毒、検温等の徹底を図る。

9 その他

- (1) 新成人のつどいの事務局を教育委員会生涯学習室に置く。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、延期等の判断は、12月中旬に秋田市と秋田市教育委員会が協議して行う。
- (3) この要項に定めるもののほか、新成人のつどいの実施に関し必要な事項は、別に定める。